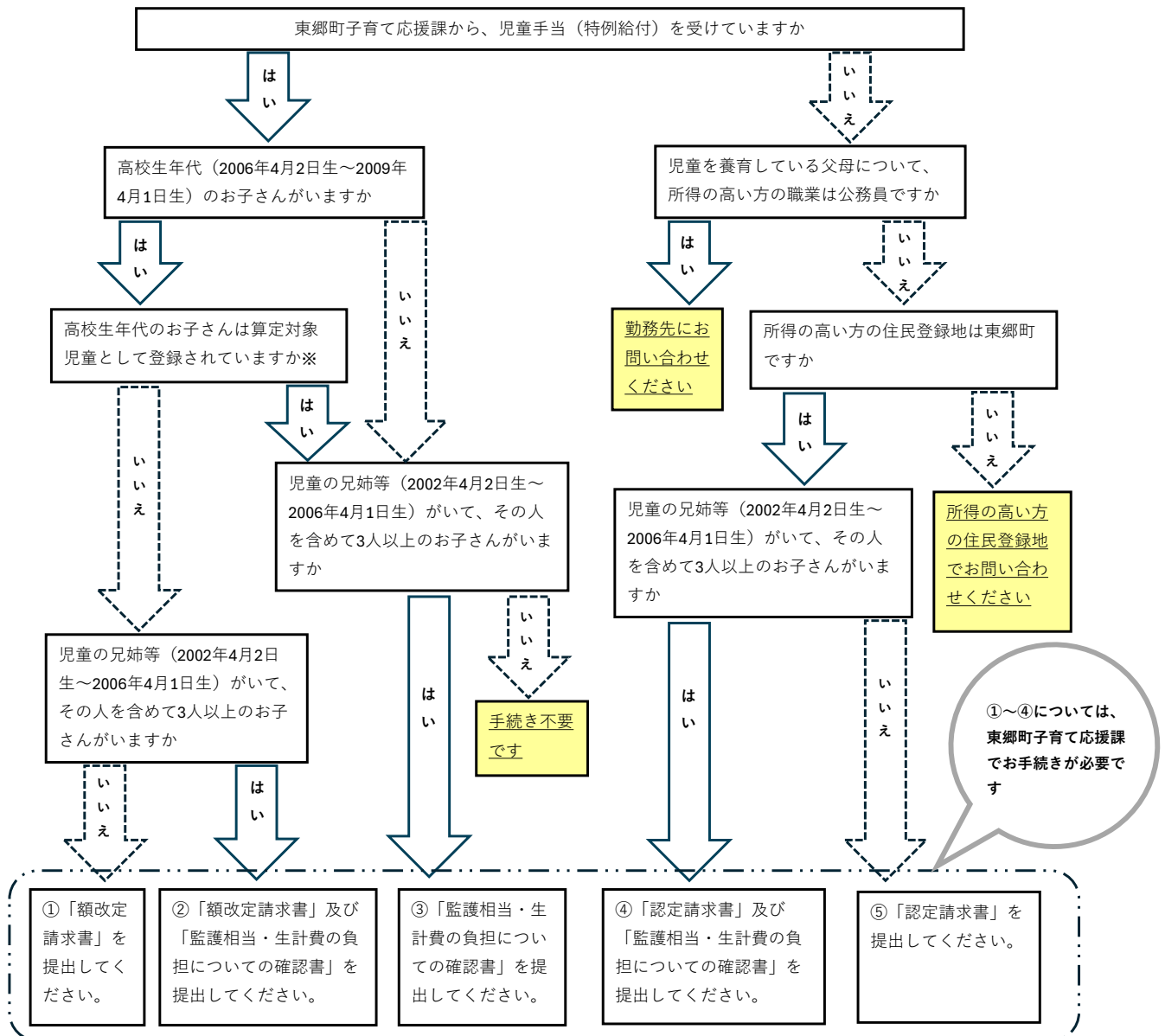


児童手当 制度改正 手続き要否確認フロー【7月30日修正】



※ 現在児童手当を受給しており、東郷町に住民登録されている児童については、原則算定対象児童として認定されています。
東郷町に住民登録のない児童や、高校生年代の児童のみ住民登録の異動があった場合等は、算定対象児童として認定されていない場合があります。

必要書類

- | | |
|--|--|
| ①「児童手当 認定請求書 兼 額改定請求書」 | ④「児童手当 認定請求書 兼 額改定請求書」、
「監護相当・生計費の負担についての確認書」 |
| ②「児童手当 認定請求書 兼 額改定請求書」、
「監護相当・生計費の負担についての確認書」 | ⑤「児童手当 認定請求書 兼 額改定請求書」、
請求者の健康保険証の写し、
請求者名義の通帳又はキャッシュカードの写し、
本人確認書類（マイナンバーカード等個人番号
のわかるもの） |
| ③「監護相当・生計費の負担についての確認書」 | |